

令和6年度分「はり・きゅう・マッサージ等施設利用券」のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大防止の特例措置は、令和5年度で終了となりました。

令和6年度からは、利用券の交付を受けるため申請が必要となります。

- 対象者** 65歳以上の方
- 交付枚数** 年間最高12枚
- 助成額** 1枚1,000円分
- 受付開始** 4月1日(月)

申請に必要なもの

- ・マイナンバーカードや保険証などの本人確認書類
- ・印鑑

利用方法

八街市に登録された施術所で、医療保険の適用されない施術に使用できます。

☎ 地域包括支援センター

☎ 443-1207

令和6年度分「福祉タクシー利用券」のご案内

令和6年度分の「福祉タクシー利用券」を、令和5年度中に交付を受けた方に限り、3月29日(金)までに発送します。(申請不要)

現在、利用券の交付を受けていない方は申請を

してください。郵送申請も受け付けています。

(令和5年度分も申請受付中です)

※現在、交付している利用券(ピンク色)の有効期限は3月31日(日)です。

対象者

- ・身体障害者手帳1・2級の方(視覚障害、下肢機能障害・体幹機能障害の方は3級まで)
- ・療育手帳の①・②の1・③の2・Aの1・Aの2の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方

交付枚数

年間最高48枚(申請月により交付枚数が異なります)

※腎臓機能障害により人工透析療法を受けている方(1級に限る)は、年間最高96枚交付します。

助成額

1枚500円

申請に必要なもの

本人の身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

利用方法

乗車1回につき2枚まで(助成金の合計額が乗車料金を超えない範囲)市内外85のタクシー会社で利用できます。

☎ 障がい福祉課

☎ 443-1649

FAX 443-1742

市役所1階市民課前に設置してあります。住民票の写し・印鑑登録証明書は、本体および自動交付機は、安定した運用がなっており、令和6年12月28日(土)をもって終了します。



自動交付機サービスが終了します

☎ 市民課 443-1120

3月31日(日)は、設定変更のため、「コンビニ交付サービス」を終日停止します。コンビニ交付サービスの停止のお知らせ

コンビニ交付サービスの手数料を減額します

取得できる証明書	証明書交付手数料		
	窓口交付	自動交付機	コンビニ交付
住民票の写し(除票を除く)	300円	250円	200円(4月1日~)
印鑑登録証明書			
課税・非課税証明書			
所得証明書			

☎ 市民課 443-1120



やちまた市民カード・印鑑登録証

自動交付機で利用されていた「やちまた市民カード・印鑑登録証」は、自動交付機のサービス終了後も窓口で印鑑登録証明書を取得する際に、必要となりますので、引き続き大切に保管をしてください。

市内小学校に大谷翔平選手からのグローブが届きました

大谷翔平選手から寄贈されたグローブが八街市教育委員会に届き、市内の全小学校に贈られました。

実際にグローブを見た児童は、「サインが入っているよ」「かっこいいなあ」と目を輝かせていました。また、大谷選手のグローブで生まれて初めてのキャッチボールをした子もいます。どの子も嬉しそうでした。

今後、各学校にて、大切に活用させていただきます。大谷翔平選手、ありがとうございました!



大谷選手から寄贈されたグローブ



交進小学校での様子

